

議第76号

三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬（基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。））、初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬、宿日直手当に相当する報酬及び災害派遣手当に相当する報酬をいう。第10条において同じ。）及び期末手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表（1級及び2級の欄に係る部分に限る。以下「給料表」という。）によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。

3 別表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 任命権者は、前2項の規定により分類されたフルタイム会計年度任用職員の職務を給料表の職務の級のいずれかに格付するとともに、その号給を規則で定める基準に従い決定した上で、給料表に定める給料月額によりフルタイム会計年度任用職員に給料を支給しなければならない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、常勤の職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特

殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び災害派遣手当の支給については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第 6 条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 7 条 前条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

2 第 5 条の規定により常勤の職員の例により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 8 条 給与条例第 17 条の 5 から第 17 条の 7 までの規定（第 17 条の 5 第 3 項及び第 5 項の規定を除く。）は、フルタイム会計年度任用職員（任期が 6 月以上の者に限る。）について準用する。この場合において、同条第 4 項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに」とあるのは、「給料の月額及びこれに」と読み替えるものとする。

2 任期が6月未満のフルタイム会計年度任用職員の当該会計年度における会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。次項並びに第14条第2項及び第3項において同じ。）としての任期を通算した期間が6月以上になるときは、当該者を前項のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、当該月の属する会計年度の初日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者で、当該会計年度の前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されていたものの当該会計年度における会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と当該前会計年度における任期（当該前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）を通算した期間が6月以上になるときは、当該者を第1項のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額（基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額をいう。以下同じ。）は、月額で定める。ただし、勤務の態様により任命権者が必要と認める場合は、日額又は時間額で定めることができる。

2 月額で定める報酬の基本額は、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間と同一であるとした場合に、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した上で第3条の規定を適用して得た給料月額及びこれに対する地域手当の額の合計額（次項

及び第4項において「基準月額」という。)に、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 日額で定める報酬の基本額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

4 時間額で定める報酬の基本額は、基準月額を162.75で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬等)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬、宿日直手当に相当する報酬及び災害派遣手当に相当する報酬の支給については、常勤の職員のこれらに相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第12条 パートタイム会計年度任用職員(報酬の基本額を時間額で定める者を除く。)が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給す

る。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第13条 前条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる報酬の基本額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で定める報酬の基本額 第 9 条第 2 項の規定により計算した報酬の基本額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額で定める報酬の基本額 第 9 条第 3 項の規定により計算した報酬の基本額を当該パートタイム会計年度任用職員の 1 日当たりの勤務時間で除して得た額

2 第11条の規定により常勤の職員の相当する手当の例により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬の算出の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる報酬の基本額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で定める報酬の基本額 第 9 条第 2 項の規定により計算した報酬の基本額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で定める報酬の基本額 前項第 2 号に定める額

(3) 時間額で定める報酬の基本額 第 9 条第 4 項の規定による額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第17条の5から第17条の7までの規定（第17条の5第3項及び第5項の規定を除く。）は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月未満の者及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）について準用する。この場合において、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「三島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年三島市条例第 号）第9条第1項に規定する報酬の基本額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月未満のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）の当該会計年度における会計年度任用職員としての任期を通算した期間が6月以上になるときは、当該者を前項のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、当該月の属する会計年度の初日にパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）として任用された者で、当該会計年度の前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されていたものの当該会計年度における会計年度任用職員としての任期（6月未満のものに限る。）と当該前会計年度における任期（当該前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）を通算した期間が6月以上になるときは、当該者を第1項のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第15条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のためその住居と勤務公署との間を往復した場合及び公務のために旅行した場合は、それらの費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額及び支給方法は、常勤の職員に支給される通勤手当及び旅費との権衡を考慮して、規則で定める。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第16条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性、任用の事情等を考慮してこれらの規定により難いと認める会計年度任用職員の給与について、常勤の職員との権衡を考慮して別に定めることができる。

(休職者の給与)

第17条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、他に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第18条 法律及び他の条例に定めるもののほか、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの金額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 静岡県市町村職員共済組合貯金の積立金
- (2) 法第53条第1項に規定する登録を受けた団体（次号及び第5号において「登録団体」という。）がその運営のため会計年度任用職員から徴収する経費
- (3) 登録団体が行う貸付けに係る償還金
- (4) 静岡県労働金庫に対する預金並びに同労働金庫が行う貸付けに係る返済金及び利息
- (5) 静岡県市町村職員共済組合、登録団体及び三島市職員互助会が取り扱う団体扱契約に係る生命保険、損害保険並びに年金（これらに相当するものを含む）

む。) の保険料及び掛金

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）として任用される者で、施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的任用が行われていたもの（1週間当たりの勤務日数が5日以上と定められている者に限る。）の在職期間（令和元年12月2日から令和2年3月31日までの間におけるものに限る。）については、第8条第1項又は第14条第1項において準用する給与条例第17条の5第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士

別表（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	相当高度の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務